

議案第2号

沖縄県立中学校管理規則について

沖縄県立中学校管理規則を別紙のとおり定める。

平成18年8月16日

沖縄県教育委員会

沖縄県立中学校管理規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 教育活動（第5条－第12条）
- 第3章 生徒（第13条－第24条）
- 第4章 教職員及び学校組織（第25条－第36条）
- 第5章 管理及び運営（第37条－第40条）
- 第6章 施設・設備（第41条－第49条）
- 第7章 補則（第50条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条の規定に基づき、沖縄県立中学校(以下「学校」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（学校の目的）

第2条 学校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、その他教育に関する法令に基づき、中等普通教育を施すことを目的とする。

（名称、位置等）

第3条 学校の名称、位置、入学定員、修業年限及び通学区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	入学定員	修業年限	通学区域
沖縄県立与勝緑が丘中学校	うるま市勝連平安名3248番地	80人	3年	県全域

（校内規程の制定）

第4条 校長は、法令、条例、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）規則等に違反しない限りにおいて、学校の管理運営に関し必要な事項を定めることができる。

- 2 前項により規程を定めたときは、校長は速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第2章 教育活動

（教育課程の編成）

第5条 学校の教育課程は、学習指導要領及び教育委員会の定める基準により校長が編成する。

- 2 校長は、翌学年度において実施する教育課程を、毎年1月末日までに教育委員会に届け出なければならない。

（併設型中学校の教育課程）

第6条 次の表の左欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）においては、学校教育法第51条の10の規定に基づき、同表の右欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）における教育と一貫した教育を施すものとする。

併設型中学校	併設型高等学校
沖縄県立与勝緑が丘中学校	沖縄県立与勝高等学校

- 2 前項の場合において、併設型中学校における教育課程を編成するときは、あらかじめ併設型高等学校と協議するものとする。

（校外における学校行事等の実施）

第7条 校長は、学校行事等を校外において実施しようとするときは、別に定める基準により行わなければならない。

- 2 校長は、前項の場合においてその実施地が県外であるもの又は3日以上宿泊を要するものについては、学校行事等実施計画書（第1号様式）により、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

（学年及び学期）

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

3 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、次の2学期に分けることができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 学校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの間において校長が定める期間

(5) 秋季休業日 9月28日から9月30日までの間において校長が定める期間(学年を2学期に分ける場合に限る。)

(6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月5日までの間において校長が定める期間

(7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

(8) 沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例第42号)第2条に規定する慰霊の日

(9) その他校長が必要と認めた休業日

2 校長は、前項第4号から第6号までの休業日及び第9号の休業日は、教育委員会に届け出なければならない。

(授業日の変更等)

第10条 校長は、授業日と休業日を相互に変更しようとする場合は、年間行事計画等により、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

2 校長は、学年度途中で授業日と休業日を相互に変更しようとする場合は、授業日変更届出書(第2号様式)により、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

3 校長は、非常変災、伝染病その他急迫の事情のために臨時に授業を行わなかった場合は、直ちに臨時休業報告書(第3号様式)により、その状況を教育委員会に報告しなければならない。

(準教科書の届出)

第11条 校長は、教科用図書の発行されていない教科等の主たる教材として使用しようとする生徒用図書(以下「準教科書」という。)については、使用1月前までに準教科書使用届出書(第4号様式)により、教育委員会に届け出なければならない。

(副読本)

第12条 校長は、学年又は学級及び特定の学習集団の教材として計画的、継続的に使用する教科用図書と併せて使用する副読本については、副読本届出書(第5号様式)により、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第3章 生徒

(入学)

第13条 入学は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第65条の14で準用する第65条の7の規定のほか、別に定めるところにより行う入学者の決定に基づいて、校長がこれを許可する。

2 入学を許可された生徒は、校長の指定する期日までに、誓約書(第6号様式)、住民票の謄本その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

(保護者及び保証人)

第14条 保護者は、生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者)とする。

2 保護者のもとから通学できない状況にある者は、保証人を置くものとする。

3 保証人は、学校所在の市町村又は近隣の市町村に居住する成年者で、学校に対して保護者とともに生徒に関する責任を負うことができる者でなければならない。

4 保護者若しくは保証人に変更があったとき、又は保護者若しくは保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。

5 校長は、保証人を適当でないとしたときは、これを変更させることができるものとする。

(転学)

第15条 生徒がやむを得ない事情によって転学しようとするときは、その事由を具し、保護者が転学願(第7号様式)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の転学願を受けた場合において、転学の事由が適当であると認めるときは、その事由を記載した書面、在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

3 他の学校から転学を希望する生徒がある場合は、特別な事情があり、かつ教育上支障がないと認められるときは、校長は相当学年への転学を許可することができる。

(指導要録・出席簿)

第16条 生徒の指導要録の様式及び出席簿の取り扱いは、別に定める。

(原級留置)

第17条 校長は、生徒の平素の成績を評価した結果、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができないと判定したときは、当該生徒を原学年に留め置くことができる。

2 校長は、前項の規定による処置を行ったときは、速やかに原級留置報告書(第8号様式)により、その事情を教育委員会に報告しなければならない。

(出席停止)

第18条 校長は、伝染病にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある生徒があるときは、その保護者に対し当該生徒の出席停止を命ずることができる。

2 校長は、前項の規定により出席停止を命じた場合は、その旨を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(懲戒)

第19条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2 懲戒のうち、退学及び訓告の処分は、校長が行う。

3 前項による退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 退学の処分を行った場合は、校長はその旨をその者の指導要録に記載し、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(欠席等の届出)

第20条 生徒が欠席するとき保護者は、欠席届を校長に提出しなければならない。

2 校長は、生徒が次の各号に掲げる理由のため出席しなかったときは、欠席の取扱いをしない。

(1) 忌引

(2) 学校保健法(昭和33年法律第56号)第12条の規定による出席停止

(3) 非常変災等で生徒に危難がおよぶおそれがあり、校長が必要と認めた場合

(4) 前3号に定めるもののほか、校長が必要と認めた場合

3 前項の忌引日数は、次のとおりとする。ただし、遠隔の地に赴く必要がある場合は、実際に要する往復日数を加算することができる。

(1) 父母 7日

(2) 祖父母、兄弟、姉妹 3日

(3) 曾祖父母、伯叔父母 1日

(4) その他同居の親族 1日

(事故の報告)

第21条 校長は、校内又は校外の学校行事等において、生徒に傷害、死亡、集団的疾患その他重大又は異例な事故が発生したときは、速やかに応急措置を構じ、その状況を教育委員会に連絡するとともに、後日文書でもって詳細に報告しなければならない。

2 学校行事等以外において発生した事故についても教育上重大なものについては、前項の例によるものと

する。

(長期欠席生徒の通知)

第22条 校長は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第20条の規定に該当する生徒については、長期欠席生徒通知書（第9号様式）により速やかに教育委員会に通知しなければならない。

(卒業証書の授与)

第23条 校長は、中学校の全課程を修了したと認めた者には卒業証書（第10号様式）を授与しなければならない。

(卒業者名簿の提出)

第24条 校長は、施行令第22条の規定により、卒業者名簿をその者の住所の存する市町村の教育委員会に提出しなければならない。

第4章 教職員及び学校組織

(職員組織)

第25条 学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

2 学校には、前項に定めるもののほか、必要に応じて、助教諭、養護助教諭、講師、その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第26条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて生徒の教育をつかさどる。
- (3) 教諭は、生徒の教育をつかさどる。
- (4) 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- (5) 養護教諭は、生徒の養護をつかさどる。
- (6) 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- (7) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- (8) 事務職員は、事務に従事する。

(校長の職務)

第27条 学校教育法第40条で準用する同法第28条第3項に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 学校教育の管理、所属職員の管理、学校施設の管理及び学校事務の管理に関すること。
 - (2) 所属職員の職務上及び身分上の監督に関すること。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、職務上委任又は命令された事項に関すること。
- 2 校長は、所属職員の校務分掌を定める。
- 3 校長は、前項の規定により校務分掌を定めたときは、その概要を教育委員会に報告しなければならない。
- (校長の代理・代行)

第28条 学校教育法第40条で準用する同法第28条第5項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。

- (1) 職務を代理する場合 校長が海外出張、海外旅行、休職又は1月以上にわたる病気等で職務を執行することができない場合
 - (2) 職務を行う場合 校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合
- 2 前項の規定に基づき教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合及びそれが終了した場合は、校長又は教頭は、教育委員会に報告しなければならない。

(事務長等)

第29条 学校には、事務長、事務主幹、事務主査、副主査、主任及び事務主事を置くことができる。

- 2 事務長は、校長の監督を受け、庶務、会計その他の事務をつかさどる。
- 3 事務主幹は、上司の命を受け、重要な特定の事務を処理する。
- 4 事務主査は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
- 5 副主査は、上司の命を受け、担任の事務を分掌する。
- 6 主任は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務を分掌する。
- 7 事務主事は、上司の命を受け、庶務、会計その他の事務に従事する。

(その他の職員)

第30条 学校には、必要に応じて、学校栄養主査、主任、学校栄養職員、調理員及び用務員を置くことができる。

- 2 学校栄養主査は、校長の監督を受け、献立の作成その他栄養に関する業務を処理する。
- 3 主任は、上司の命を受け、献立の作成その他栄養に関する業務を処理する。
- 4 学校栄養職員は、上司の命を受け、献立の作成その他栄養に関する業務に従事する。
- 5 調理員は、上司の命を受け、給食等に関する業務に従事する。
- 6 用務員は、上司の命を受け、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

(学校医等)

第31条 学校には、非常勤の職員の職として、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

- 2 前項の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育委員会が委嘱する。
- 3 学校には、必要に応じて、臨時又は非常勤の職員の職として、講師等を置くことができる。

(教務主任等)

第32条 学校には、教務主任、学年主任、生徒指導主任、進路指導主任、保健主事、環境整備主任及び研究主任を置く。ただし、特別の事情があるときは、学年主任、生徒指導主任、環境整備主任及び研究主任を置かないことができる。

- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
- 4 生徒指導主任は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
- 5 進路指導主任は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
- 6 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。
- 7 環境整備主任は、校長の監督を受け、学校における環境整備に関する事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
- 8 研究主任は、校長の監督を受け、学校における研修及び研究に関する事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。

(任命及び任期)

第33条 前条に規定する主任等は、当該学校の教諭（保健主事にあっては教諭又は養護教諭）のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する主任等の任期は、主任等に命じられた日から、当該学年度の末日までとする。
- 3 前項に規定する主任等は、再任されることがある。

(その他の主任)

第34条 学校においては、この規則に定めるもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項に規定する主任等については、前条の規定を準用する。

(職員会議)

第35条 校長は、その職務を補助させるため、職員会議を置く。

- 2 職員会議は、校長が主宰する。
- 3 職員会議は、校長が必要と認めた校務について審議し、伝達を行い、及び職員相互の連絡調整を行うものとする。
- 4 前項に規定するもののほか、職員会議に関し必要な事項は、校長が定める。

(学校評議員)

第36条 学校には、学校評議員を置く。

- 2 学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関し意見を述べることができる。
- 3 学校評議員は、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。
- 4 学校評議員について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第5章 管理及び運営

(学校の自己評価及び保護者等への説明)

第37条 校長は、学校の教育目標、教育計画その他必要な事項を保護者等に説明するものとする。

2 校長は、前項に示す教育目標等に関する自己評価を実施し、保護者等に説明するものとする。

(学級編制資料の提出)

第38条 校長は、学級の編制又はその変更についての資料を教育委員会に提出しなければならない。

(学校保健計画書及び学校安全計画書の提出)

第39条 校長は、毎年3月末日までに、翌年度にかかる生徒及び職員の保健並びに安全に関する事項について計画を立て、学校保健計画書及び学校安全計画書を教育委員会に提出しなければならない。

(学校備付表簿)

第40条 学校において備え付けなければならない表簿は、学校教育法施行規則第15条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 学校沿革誌

(2) 卒業(修了)証書授与台帳

(3) 旧職員履歴書つづり

(4) 学校要覧

(5) 公文書つづり

(6) 統計調査表つづり

(7) 教育指導計画書つづり

(8) 転学者、退学者名簿

(9) 生徒賞罰関係つづり

(10) 職員進退給与関係つづり

(11) 職員旅行命令簿及び復命書つづり

(12) 願書届け出報告書つづり

(13) 日直日誌

(14) 警備日誌

(15) 職員会議録

(16) その他法令等に規定するもの

2 前項の表簿中第1号から第3号までは永年、第4号は20年、その他の表簿は5年間保存しなければならない。

第6章 施設・設備

(管理責任者)

第41条 校長は、その所管に属する財産を管理しなければならない。

(財産管理)

第42条 財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

(諸帳簿)

第43条 校長は、施設及び設備(備品を含む。以下同じ。)に関する諸帳簿を整理し、その現有状況を明らかにしておかなければならない。

(施設・設備の利用)

第44条 校長は、学校の施設及び設備を別に定めるところにより社会教育その他公共のために利用させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、10日以上又は異例の利用の場合には、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。

(防火管理者)

第45条 校長は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条の規定に基づき、学校の防火管理者を定めて所轄の消防長又は消防署長に届け出るとともに、防火管理者指定報告書(第11号様式)により、教育委員会に報告しなければならない。

2 校長は、毎年度始めに学校の防火その他の防災の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

(非常持出)

第46条 校長は、学校の重要な物品、文書、教育記録に関するもの等について、非常持出自録を作成し、搬

出すべき文書、物品等には、あらかじめ標識を付しておかなければならない。

(火気取締責任者)

第47条 校長は、各教室その他の室ごとに火気取締責任者を置き、常に火災予防及び火気取締に当たらせる等防火管理上必要な業務を行う。

(非常変災の措置)

第48条 校長は、台風その他の非常変災が発生し、又は発生のおそれがあるときは、その状況に応じて人命の安全と施設及び設備の保全を図るために、適当な措置を講じなければならない。

(き損亡失の報告)

第49条 校長は、その所管に属する財産にき損又は亡失の事故が発生したときは、速やかに、事故発生の日時、種別、被害の程度、原因、応急処置状況その他必要と認める事項を教育委員会に報告しなければならない。

第7章 補則

(委任)

第50条 この規則の施行に関しその他必要な事項は、沖縄県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

文 書 番 号 年 月 日
県教育委員会 殿
_____中学校長 氏 名 印
学校行事等実施計画書
次のとおり、学校行事等を実施したいので、届けます。
記
1 行事等の名称
2 実施期日
3 実施場所
4 実施方法
(1) 参加予定人員 年 (組) _____人
(2) 出発、帰校予定時刻
(3) 生徒一人あたりの経費
(4) 利用する交通機関名
(5) 引率者の職名及び氏名
(6) その他参考事項

(A 4判)

第2号様式(第10条関係)

文 書 番 号 年 月 日
県教育委員会 殿
_____中学校長 氏 名 印
授業日変更届出書
次のとおり、授業日の変更をしたいので、届けます。
記

- 1 授業を行う日
- 2 休業する日
- 3 対象の学年の範囲
- 4 授業日の変更を行う理由

(A 4判)

第 3 号様式 (第10条関係)

<p>県教育委員会 殿</p>	<p>文 書 番 号 年 月 日</p>
<p>_____中学校長 氏 名 印</p>	
<p>臨時休業報告書</p>	
<p>次のとおり、臨時に休業したので、報告します。</p>	
<p>記</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1 期日 (期間) 2 非常変災その他急迫の事情の概要 3 その他参考事項 	

(A 4判)

第 4 号様式 (第11条関係)

<p>県教育委員会 殿</p>	<p>文 書 番 号 年 月 日</p>
<p>_____中学校長 氏 名 印</p>	
<p>準教科書使用届出書</p>	
<p>次のとおり、準教科書を使用したいので、実物一部を添えて、届け出ます。</p>	
<p>記</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1 教科・領域名 2 準教科書名 3 著者名 4 発行所 5 価 格 6 使用目的及び方法 	

(A 4判)

第 5 号様式 (第12条関係)

<p>県教育委員会 殿</p>	<p>文 書 番 号 年 月 日</p>
<p>_____中学校長 氏 名 印</p>	
<p>副読本届出書</p>	

次のとおり、副読本を使用したいので、実物一部を添えて、届け出ます。

記

- 1 教科・領域名
- 2 副読本名
- 3 著者名
- 4 発行所
- 5 価 格
- 6 使用目的及び方法

(A 4判)

第6号様式 (第13条関係)

誓 約 書

沖縄県立 中学校長 殿

私は御校入学の上は、中高一貫教育の趣旨を理解し、校則並びに諸規則をよく守り、生徒の本分をつくすことを保護者及び保証人と連署して、かたく誓います。

平成 年 月 日

本人住所

本人氏名

保護者住所

電話

保護者氏名

印

本人との続柄

()

保証人住所

電話

保証人氏名

印

保護者との関係

()

生年月日

年

月

日生

(保証人は、保護者のもとから通学できない状況にある者のみ必要です。)

(A 4判)

第7号様式 (第15条関係)

転 学 願

年 月 日

沖縄県立 中学校長 殿

学年・組

第

学年

組

生徒氏名

保護者氏名

印

下記のとおり、転学したいので、承認くださるようお願いいたします。

記

転学先

立

中学校

事 由

(A 4判)

第8号様式 (第17条関係)

文 書 番 号
年 月 日

県教育委員会 殿

_____中学校長 氏 名 印

原級留置報告書

次のとおり、原級留置の処置をとりましたので報告いたします。

記

1 対象生徒

氏 名	生年月日	学 年

2 留め置いた理由
3 その他参考事項

(A4判)

第9号様式 (第22条関係)

文 書 番 号
年 月 日

県教育委員会 殿

_____中学校長 氏 名 印

長期欠席生徒通知書

次のとおり、長期欠席生徒の報告をいたします。

記

1 対象生徒等

生徒氏名	学年	保護者氏名

2 欠席の期間 (休業日を除く日数)
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 (日)

3 欠席の主な理由と家庭環境等
4 指導の経過
5 校長所見
6 その他参考事項

(A4判)

第10号様式 (第23条関係)

割 印	沖 縄 県 立	年	右 は 中 学 校	校 印	卒
第		月			

号	日	の課程を修了したことを証する	業証書
中学校長氏名印			氏名
			年月日生

第11号様式（第45条関係）

文書番号 年 月 日		
県教育委員会 殿		
_____ 中学校長 氏名 印		
防火管理者指定報告書		
消防法第8条の規定に基づき、 年 月 日付で、本校の防火管理者を下記のとおり指定したので、報告をいたします。		
記		
	職	氏名
新		
旧		

注 「職」の欄には、教頭を記入すること。

(A 4判)

規則案の概要説明

総務課

1 制定を必要とする件名 沖縄県立中学校管理規則

2 制定の経緯と必要性

(1) 平成14年度を初年度とする「沖縄県立高等学校編成整備計画」に基づき、6年間のゆとりある教育の実施、幅広い年齢集団による学校生活、地域活性化の拠点校としての充実等の観点から与勝地域の県立与勝高等学校敷地内に併設型中高一貫教育校である沖縄県立与勝緑が丘中学校を設置することが決定した。
(平成18年2月県議会)

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立中学校の管理運営に関し、沖縄県立中学校管理規則を制定する必要がある。

3 案の概要

沖縄県立中学校の管理運営に必要な事項として、第1章総則、第2章教育活動、第3章生徒、第4章教職員及び学校組織、第5章管理及び運営、第6章施設・設備、第7章補則を定める。

具体的には、

(第1章) 総則

管理規則の趣旨、学校の目的、名称・位置等を定める。

(第2章) 教育活動

併設型中学校の教育課程、校外における学校行事等の実施、学年・学期、休業日、教材の取扱等教育活動に関する事項を定める。

(第3章) 生徒

入学、転学、保護者及び保証人、原級留置、欠席等の届出、懲戒、事故の報告、長期欠席生徒の通知、卒業証書の授与等生徒に関する事項を定める。

(第4章) 教職員及び学校組織

職員組織、職務、職員会議、学校評議員等教職員及び学校組織に関する事項を定める。

(第5章) 管理及び運営

学校の自己評価及び保護者等への説明、学校保健計画書及び学校安全計画書の提出、学校備付表簿等学校の管理及び運営に関する事項を定める。

(第6章) 施設・設備

管理責任者、財産管理、防火管理者、火気取締責任者、非常変災の処置等学校の施設・設備の管理に関する事項を定める。

(第7章) 補則

規則の施行に関しその他必要事項を県教育長が別に定めることができるとしている。

4 沖縄県立高等学校管理規則との主な相違点

(1) 授業料の徴収、転科・休学、単位の認定及び学科主任については中学校に該当しないため、これを規定していない。

(2) 卒業生名簿の市町村教育委員会への報告及び学校栄養職員の配置に関することが中学校管理規則として必要となるため、これを規定している。

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（学校等の管理）

第33条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他教育機関の施設、設備、組織編成、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。